

地方卸売市場宮古市魚市場における「その他の取引ルール」について

改正卸売市場法（令和2年6月21日施行）では、法で義務付けられている遵守事項以外のその他の取引ルールについては、卸売業者、買受人など取引参加者の意見を聴いたうえで、卸売市場ごとに定めることができます。

宮古市魚市場では、取引参加者等で組織する地方卸売市場宮古市魚市場運営委員会での協議結果を踏まえ、下表のとおりその他の取引ルールを地方卸売市場宮古市魚市場業務条例に定めております。

項目	内容	制定の理由	条項
販売委託の拒否の禁止	卸売業者は、正当な理由がなければ販売委託を拒否してはならない。	漁業者の生産量の維持・増大と安定的な集荷量を確保するため。	第10条
卸売の相手方の制限	卸売業者は、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、買受人の買受を不当に制限しないと認められるときは、この限りでない。	委託品の適正な取引の確保を図るとともに、残品等が生じた場合に対応するため。	第30条
卸売業者についての卸売の相手としての買受の禁止	卸売業者は、原則、卸売の相手方として買受人になることはできない。	委託品の適正な取引や価格形成の阻害を防止するため。	第31条